

## 浄化槽法

### (定期検査)

**第一条** 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

**2 第七条** 第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

### (廃止の届出)

**第一条の二** 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。